



山形県公報

平成18年3月15日(水)

号 外(7)

目 次

告 示

土地改良区の合併の認可.....(村山総合支庁農村計画課)... 1
 土地改良区の定款変更の認可.....(同)...同

告 示

山形県告示第199号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、土地改良区の合併を次のとおり認可した。
 平成18年3月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 定款を変更して合併後存続する土地改良区の名称
最上川中流土地改良区
- 2 事務所の所在地
山形市飯沢62番地の2
- 3 合併により解散する土地改良区の名称
玉虫土地改良区
- 4 認可年月日
平成18年3月15日

山形県告示第200号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成18年3月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称
最上川中流土地改良区
- 2 事務所の所在地
山形市飯沢62番地の2
- 3 認可年月日
平成18年3月15日

平成18年3月15日印刷
平成18年3月15日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056